

前日の状況で対応を判断できる場合、事前に学校の対応について連絡します。

府中第七中学校における災害時の登下校に関する対応方針について(改訂版)

【地震の災害対応】

震度5弱以上の地震が発生した場合 ※気象庁の発表

- (1) 生徒が在宅中に震度5弱以上の地震が発生した場合
 - 学校から連絡があるまで、自宅待機又は、安全な場所に避難してください。
- (2) 登下校中に震度5弱以上の地震（これまでに経験したことの無い大きな揺れを感じるような地震）が発生した場合
 - 自宅又は学校のうち、より近く安全に避難できる方へ避難してください（自宅に保護者等が不在の場合は学校）。ただし、通学路の状況により、登校や自宅まで戻ることが困難な状況が想定されます。その場合には、文化センター等の公共施設や、被害の少ない商店（大型店等も含む）、子ども緊急避難の家など、人が集まり共助が可能な場所へ避難してください。
 - 学校に避難した生徒は、保護者への引き渡しとします。
※登下校中に地震が起きたらどうするか、御家庭で話し合いをお願いします。
- (3) 登校した後に震度5弱以上の地震が発生した場合
 - 学校は生徒の安全を確保した上で、保護者等に引き渡しを行います。保護者等が迎えに来るまで生徒は学校で預かります。

※ 大地震発生時には、通信障害により学校からお知らせが届かないことも想定されます。学校から連絡がない場合も、府中市で震度5弱以上の地震が発生した場合には、保護者が学校へ引き取りに行くことになることをご承知おきください。

【台風等の災害対応】 ※必ず学校から対応の連絡をします。

1 気象庁から府中市に暴風警報 又は、暴風特別警報が発表されている場合の対応

- 午前6時30分以降、学校は、保護者に学校の「臨時休業」又は「登校時間の変更」等について連絡します。
- 登校した後に、府中市に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、学校で児童・生徒の安全を確保します（学校待機となります）。ただし、警報解除が長引くなど、学校での待機が難しくなった場合は、保護者等への引き渡しを行います。

2 多摩川の水位上昇に伴う対応

- (1) 府中市が警戒レベル3高齢者等避難を発令している場合
 - 本校は浸水想定区域外になります。学校として特別の対応は発生しませんが、午前6時30分以降、保護者宛てに「浸水想定区域に居住する児童・生徒の避難」について連絡します。
 - ・メール内容（例）
本日、七中は通常どおり授業を実施します。なお、現在、市内には、浸水想定区域に居住する方を対象に「警戒レベル3高齢者等避難」が発令されています。本校生徒で浸水想定区域にいる場合は、保護者等と相談の上、安全な場所へ避難してください。
- (2) 府中市が警戒レベル4避難指示を発令している場合
 - 午前6時30分以降、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。（スマート連絡帳、学校ホームページ、市教委ホームページ）

3 土砂災害(特別)警戒区域に府中市が警戒レベル4避難指示を発令している場合の対応

- 本校学区域（武蔵台2丁目黒鐘公園近く。下図参照）に土砂災害警戒区域があります。土砂災害警戒区域に住居等はありませんが、登校の際は、新府中街道方面から迂回するなど土砂災害警戒区域付近の通行は避け、安全に注意して登校させてください。
- **午前6時30分以降**、保護者宛てに「土砂災害警戒区域付近に居住する生徒の対応」について連絡します。

・メール内容（例）

本日、七中は通常どおり授業を実施します。なお、土砂災害警戒区域付近に居住する生徒は、登校する際に土砂災害警戒区域付近の通行を避け、安全に配慮しながら気をつけて登校してください。なお、登校に当たり、危険等が予想される場合は、登校を遅らせるなどの対応をお願いします。



【線状降水帯の発生等の災害対応】※必ず学校から対応の連絡をします。

気象庁から府中市に気象防災速報(極端な気象の悪化等)が発表された場合の対応

※線状降水帯の発生など、今後、警報や市の避難情報が発令される可能性が高い場合を想定

- **午前6時30分以降**、保護者に「臨時休業」又は「登校時間の変更」等について連絡します。

【保護者による登校の判断について】

学校が臨時休業でない場合であっても、安全を第一に考え、保護者の判断で、登校を遅らせたり、

【交通機関の計画運休等による休校について】

計画運休が実施される場合であっても、計画運休のみをもって臨時休業となるものではありません。ただし、教職員の出勤が著しく困難となり、教育活動の実施が難しいと判断される場合には、例外的に「登校時間の変更」や「臨時休業」等の対応を行うことがあります。